

「はばたく次世代」応援寄付プログラム

審査委員会委員選定基準

第一三共株式会社

「はばたく次世代」応援寄付プログラム

審査委員会委員選定基準

第1条 目的

- 1.1 この選定基準は、「はばたく次世代」応援寄付プログラムの審査委員会委員の適正かつ公正な選定をはかるために必要な事項を定める。

第2条 定数

- 2.1 審査委員の定数は5名以上10名以内とする。

第3条 選定基準

- 3.1 審査委員は、次の各号に掲げる社外の専門家、有識者から選定する。
 - (1) 基礎研究も含めた、大学・高等教育研究機関における研究力やその評価に関する有識者
 - (2) 産学連携部門等における研究マネジメントに関する専門家（同部門の体制、研究企画・マネジメント等を評価、判定できる有識者）
 - (3) 弁護士、公認会計士またはそれに準じる有識者、大学寄付金制度に詳しい専門家
- 3.2 審査委員による利益相反上の問題を避けるため、第一三共グループと利益相反の関係にある場合や、大学の産学連携関連部局に所属している場合においては、審査委員に選定しない、又は、特別の利害関係がある応募の評価、選考に加わることができない等の必要な措置を講ずる。

第4条 任期

- 4.1 審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4.2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第5条 選定方法

- 5.1 第3条に則り、サステナビリティ推進部長が候補者案を社会貢献委員会に付議し、社会貢献委員会にて決定する。その決定に基づき、社会貢献委員会委員長が審査委員を委嘱する。なお、増員・解任についても同様とする。

第6条 改廃

- 6.1 この規程の改廃は、サステナビリティ推進部長が社会貢献委員会に付議し、同委員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和 5 年 8 月 21 日から施行する。